

# COP30の主な成果

上席主任研究員 桑名 奈美

## COP30が閉幕

11月10日から22日までの約2週間、ブラジル北部アマゾン地域の中心都市ベレンにてCOP30（国連気候変動枠組条約第30回締約国会合）が開催された。前回のCOP29でパリ協定の制度設計がほぼ完成したこともあり<sup>(注1)</sup>、今回のCOP30は議長国ブラジルがテーマを「ムチラオ（協働、共に働く）」と設定、パリ協定の実施の加速に向けて議論を主導した。以下、COP30の成果を概説する。

### 1. 新しい2035年NDCと厳しい1.5℃目標の達成

COP30に向けて、加盟国には2035年を目標年とした新しいNDC<sup>(注2)</sup>の提出が求められていた。NDCの提出は開催直前まで芳しくなかった<sup>(注3)</sup>が、提出されたNDCを踏まえると、地球全体の気温上昇幅は、パリ協定採択前に想定された4℃超から2.3～2.5℃の範囲まで低下、排出曲線は下降に転じているという<sup>(注4)</sup>。ただし、新しいNDCを集計しても依然としてパリ協定の1.5℃目標達成の経路には及ばず、残されたカーボンバジェット<sup>(注5)</sup>が急速に枯渇しつつあることも踏まえると、世界がオーバーシュート（一時的に1.5℃を超える状態）を起こさずに1.5℃目標を達成することは益々難しい状況となっている。

### 2. せめぎあう「化石燃料からの移行」

パリ協定では、各国がNDCで目標を掲げ、その後グローバルストックテイク（GST）<sup>(注6)</sup>で世界全体での進捗状況を評価する。初回のGSTでは、成果文書に各国に対し化石燃料からの移行を促す内容が織り込まれた。COP29ではこの取組の具体化が議論されたが、産油国等の反対を受け議論は進展しなかった。COP30では、議長国ブラジルの意向もあって改めて化石燃料からの移行に焦点が当たり、化石燃料からの移行に関するロードマップ策定に各国が合意できるか注目された。しかし、報道によれば、80か国以上が賛同したものの、再び産油国や新興国が反対したため合意形成には至らなかった。ただ、この結果を受けて議長国ブラジルが別の場での継続議論を表明したほか、コロンビアとオランダが共催で国際会議を立ち上げるなど、場所を変えて議論はまだ続く見通しだ。

### 3. 論点としての貿易関連気候措置

成果文書には、貿易関連気候措置<sup>(注7)</sup>が、恣意的あるいは差別的な貿易制限を招いてはならないという原則が織り込まれた。貿易関連気候措置を巡っては、欧州連合（EU）の進めるCBAM（炭素国境調整措置）を念頭に、既に2024年のBRICSサミットで新興国から懸念が表明されていた<sup>(注8)</sup>。新興国の要望が完全に反映された形ではないが、先進国が主導することが多いCOPの場で貿易関連気候措置が論点として成果文書に含まれたのは、気候変動を巡る国際交渉における新興国の勢いを示す象徴的な出来事だろう。今後は、WTO等も交えて「貿易の役割に関連した国際協力の向上」を題目にした対話が予定されている。

### 4. 前進と評される気候資金

気候資金については前進があったと報じられている。2025年に節目を迎えた適応資金（気候災害対策のための資金）について、2035年までに3倍に拡大する努力を促す。もっとも、先進国は追加拠出に対し慎重な姿勢で、途上国が必要とする資金規模とのギャップは依然大きい。

## COP31に向けて

上記のようにCOP30では、現状の1.5℃目標達成に向けた取り組みが不十分で更なる努力が必要と認められつつ、化石燃料削減などの個別具体的な取り組みに至ると加盟国一体での合意形成が困難なことが改めて表出した。背景には米国連邦政府の不在（一部の州政府は参加）に加え、COPがパリ協定に基づく制度設計の交渉段階から対策の実行段階に移行し、各国がその難度に直面しているという状況がある。国ごとのエネルギー事情があまりに異なるという構造的要因も大きい。パリ協定から10年を経て、地政学的な緊張も背景に、気候変動対応はエネルギー安全保障、貿易措置など様々な論点と絡み合い益々複雑化している。COP31に向けては難しい舵取り求められそうだ。

(注1) 最後の未解決項目と言われたパリ協定6条2項、4項（クレジット取引）について実施のための細則がおよそ10年越しに合意された。

(注2) Nationally Determined Contribution（国が決定する貢献）。締約国が自主的に設定し、目標達成のための国内措置の策定が求められる。

(注3) 本来の提出期限の2025年2月までに提出した国は196の締約国（EUなども含む）中16カ国のみ。COP30開催直前（11月9日）でも113カ国。

(注4) 産業革命前比での21世紀中のピーク。各国が提出したNDCについて、各国が全ての目標を完全に履行することを想定。

(注5) 気温上昇を抑える目標を達成するために人類が排出できる二酸化炭素排出量の累積上限値。

(注6) 5年に一度実施されるパリ協定の目的及び長期的な目標の達成に向けた全体としての進捗状況の評価。COP28で第1回目が実施された。そこでは化石燃料からの移行のほかに2030年までに再エネ設備容量3倍、省エネ改善比率2倍などの対策も掲げられた。

(注7) 気候変動対応を目的として、貿易取引に影響を与える政策・規制・基準。代表例としてはEUのCBAM（炭素国境調整措置）。

(注8) 24年のBRICSサミットのカザン宣言では脱炭素を巡る一方的措置への非難が示され、特に欧洲CBAMに対してはより踏み込んだ反対の意思表明がなされた。

(執筆者プロフィール)

**桑名 奈美** (Nami Kuwana)

KUWANA-N@marubeni.com

上席主任研究員

研究分野：LCA、環境・エネルギー政策、鉄鋼、化学

日系金融機関を経て2017年より鉄鋼系シンクタンクにて鉄鋼業の環境・エネルギー政策・技術動向調査などを実施。2023年から丸紅経済研究所。サステナビリティや素材産業の産業政策分析などを担当。LCA学会削減貢献量研究会委員、削減実績量研究会委員。東京大学法学部卒業。

## 株式会社丸紅経済研究所

〒100-8088 東京都千代田区大手町一丁目4番2号

<https://www.marubeni.com/jp/research/>

(免責事項)

- ・本資料は公開情報に基づいて作成されていますが、当社はその正確性、相当性、完全性を保証するものではありません。
- ・本資料に従って決断した行為に起因する利害得失はその行為者自身に帰属するもので、当社は何らの責任を負うものではありません。
- ・本資料に掲載している内容は予告なしに変更することがあります。